

4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち 住民税の納税義務のある方が対象です。

65歳以上の方の年金所得に係る住民税の納税方法が変わります。
この制度の対象となるのは、「4月1日現在65歳以上の年金受給者で、
前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方」です。
ただし、以下の方については、対象となりません。



◆介護保険料が年金から引き落としされていない方

◆引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方 など

引き落としの
対象となる年金とは…

老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等を言います。障害年金及び遺族年金などの非課税の年金からは、住民税の引き落としはされません。

引き落としされる
住民税額は…

引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書で納めていただくことになります。

引き落としが
中止となる場合は…

引き落とし開始後、市区町村外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収(納付書により役所(場)や金融機関などで納める方法)により納めていただくことになります。

平成21年10月支給分の年金から引き落としが始まります。

(例)住民税の年税額が
6万円(年金所得のみ)の場合

これまでの納め方

	納付書で納める (普通徴収)			
月	6月	8月	10月	1月
税 額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の1/4ずつ納付書で納めていただいていた。

引き落としの開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の住民税額のうち半分については、平成21年6月と8月に、これまでどおり納付書で納めていただくことになります。



平成21年度の納め方

	納付書で納める (普通徴収)		年金から引き落とし (特別徴収)		
月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを引き落とします。

平成22年度以降の納め方

	年金から引き落とし (特別徴収)					
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残りの1/3ずつ		

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を引き落とします。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。

※ このリーフレットでは、個人住民税を「住民税」、公的年金を「年金」と表現しています。